

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成16年11月11日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第52号

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例の施行期日  
を定める規則

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例（平成16年10月20日京都市条例第19号）の施行期日は、平成16年11月12日とする。

（交通局企画総務部総務課）